

特定非営利活動促進法の手引き

N P O 法人編

(令和4年3月)



県民の日のマスコット“ルリちゃん”

栃木県県民生活部県民文化課

目 次

第1章 特定非営利活動促進法の概要

1	法律の目的と法人格取得の効果	1
2	NPO法人になるための要件	2
3	NPO法人の設立と運営	8
4	NPO法人の情報公開	15
5	所轄庁による監督	18
6	認定NPO法人制度について	20
7	NPO法の所轄庁と本県における権限移譲について	23
8	令和2年の法改正等	24

第2章 各種申請書等の手続

第1節 NPO法人設立の認証申請

1	NPO法人設立手続の流れ	25
2	設立認証申請に係る提出書類	28
	◇記載例（作成例）	
	設立認証申請書	29
	定款	30
	役員名簿	43
	誓約及び就任承諾書	44
	社員名簿	45
	確認書	46
	設立趣旨書	46
	設立総会議事録	47
	事業計画書	49
	活動予算書	50
3	申請書類の補正に係る提出書類	54
4	法人設立登記・設立登記完了の届出に係る提出書類	55
	◇作成例 財産目録	57

第2節 事業報告と貸借対照表の公告

1	事業報告書等作成及び提出と貸借対照表の公告の流れ	58
2	事業報告に係る提出書類	59
	◇記載例（作成例）、留意事項等	
	事業報告書等提出書	59
	事業報告書	60
	活動計算書	61
	活動計算書（活動予算書）の科目例	65
	貸借対照表	69
	貸借対照表の科目例	70
	計算書類の注記	72
	財産目録	76
	計算書類等の作成に当たっての留意事項	77
	年間役員名簿	80
	社員名簿	81
3	貸借対照表の公告	82

第3節	役員変更	
1	役員変更等の届出手続の流れ	84
2	役員変更等の届出に係る提出書類	85
	◇記載例 役員の変更等届出書	86
第4節	定款変更	
1	定款変更手続の概要	87
2	定款変更認証申請の手続（所轄庁変更を伴わない場合）	90
3	定款変更認証申請に係る提出書類（所轄庁変更を伴わない場合）	91
	◇記載例（作成例）	
	議事録	92
	定款変更認証申請書	94
	定款の附則	95
4	所轄庁変更を伴う定款変更の手続	95
5	定款変更の届出の手続	96
6	定款変更の届出に係る提出書類	97
	◇記載例（作成例）	
	定款変更届出書	98
	定款の附則	99
7	定款変更登記完了の届出に係る提出書類	100
	◇記載例 定款変更登記完了届出書	100
第5節	NPO法人の合併	
1	合併の手続の流れ	101
2	合併認証申請に係る提出書類	104
	◇記載例 合併認証申請書	105
3	合併登記完了届出書に係る提出書類	106
	◇記載例 合併登記完了届出書	106
第6節	NPO法人の解散	
1	NPO法人の解散事由	107
2	残余財産の帰属	109
3	社員総会の決議による解散の手続	109
	◇作成例 社員総会議事録	110
4	解散届出書に係る提出書類	112
	◇記載例 解散届出書	113
5	解散認定の手続（事業の成功の不能）	114
	◇記載例 解散認定申請書	114
6	清算人就任届の手続	115
	◇記載例 清算人就任届出書	115
7	残余財産譲渡認証申請の手続	116
	◇記載例 残余財産譲渡認証申請書	116
8	清算終了の手続	117
	◇記載例 清算終了届出書	117

第3章 法令集

1	特定非営利活動促進法	118
2	特定非営利活動促進法施行規則	152
3	特定非営利活動促進法施行条例	155
4	特定非営利活動促進法施行条例施行規則	159
5	組合等登記令	181

第4章 関係機関一覧

1	市町のNPO法担当課	188
2	宇都宮地方法務局	189
3	税務署(国税)	189
4	県税事務所	190
5	労働基準監督署	190
6	公共職業安定所(ハローワーク)	191
7	年金事務所	191
8	所轄庁一覧(都道府県・政令指定都市)	192

付録

NPO関連Webサイト一覧	195
---------------	-----

この手引きで使用する略称

【法】……………特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)

【法規則】……………特定非営利活動促進法施行規則(平成23年内閣府令第55号)

【条例】……………特定非営利活動促進法施行条例(平成10年栃木県条例第34号)

【規則】……………特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年栃木県規則第69号)

【NPO法人】…特定非営利活動法人

第1章 特定非営利活動促進法の概要

1 法律の目的と法人格取得の効果

(1) 法律の特徴

特定非営利活動促進法（以下「法」と略します。）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として議員立法により制定され、平成10年12月に施行されました。

法は、NPO法人の自主性・自立性を尊重する観点から、行政の関与を少ないものとする一方、NPO法人が自ら団体情報を公開することが義務づけられています。これは、情報公開によって法人の運営の透明性を高めることで市民の信頼を得て、あるいは市民の目による監督を受けることで市民によって育てられるべきであるとの考えに基づくものです。

(2) 法人格取得の効果

法人格の取得により、いわゆる「権利能力の主体」となり、法人名義で権利義務関係を処理することができます。例えば、法人格がない場合は、銀行口座の開設、事務所の賃借などの契約行為、不動産登記などは代表者等の個人名で行わざるを得ませんでした。法人格の付与によって、法人名での行為が可能となります。

また、NPO法人は所轄庁（p23参照）の認証を受け、法人登記することで成立するので、一定要件を満たした法人であることが他者にもわかり、社会的信用が高まりやすくなります。一方で、法に定められたさまざまな手続や義務が課され、違反した場合は過料や罰則が適用されます。法人格を得ることで新たに発生する義務や事務にかかる時間も考慮し、NPO法人として設立するか否かを検討することが必要です。

《NPOの呼び方がいろいろありますが？》

NPO (Non Profit Organization) は、一般に「民間非営利組織」と訳します。広義では、公益社団法人や公益財団法人なども含めたものを指すこともありますが、狭義では、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動を行う団体及びNPO法人のことを指します。

認定NPO法人（認定特定非営利活動法人）及び特例認定NPO法人（特例認定特定非営利活動法人）は、NPO法人のうち一定の基準を満たすものとして、認定（特例認定）を受けた法人のことで、税制上の優遇措置を受けることができます（p20参照）。

なお、「NGO」という呼び方がありますが、日本では、主に国境を越えて活動するNPOに対して使われていることが多いようです。

2 NPO法人になるための要件

NPO法人になるためには、次の要件を満たす必要があります。

(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（法第2条第2項）

特定非営利活動とは、次の「1」に該当する活動で、かつ「2」を目的とする活動です。
構成員相互の利益（共益）を目的とする活動や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする活動は、特定非営利活動には該当しません。

1 次に該当する活動であること（法第2条第2項 別表）

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

2 不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とするものであること

《よくある質問1》 20の分野以外の事業は行ってはいけませんか？

答え： NPO法人は、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、**特定非営利活動に支障がない限り**「その他の事業」を行うことができます。ただし、その他の事業の収益は、その全額を特定非営利活動のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。（法第5条）

(2) 営利を目的としないこと (=非営利) (法第2条第2項第1号)

非営利とは、利益(もうけ)を構成員である社員(《よくある質問4》p3参照)間で分配したり、財産を還元したりすることを目的としないということです。活動によって利益が生じた場合は、社員に対して配当のような形で分配してはならず、当該団体の活動費用に充てなくてはなりません。収益が費用を上回った場合には、次年度以降の事業に使うこととなります。

《よくある質問2》 対価を得て特定非営利活動を行っても良いのですか？

答え： 特定非営利活動は、20の分野に該当し、かつ、その活動が不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するものです。そのような活動であれば、対価を得ることは問題ありません。非営利とは、無償性を意味するものではなく、利益の非分配性を意味します。

《よくある質問3》 理事や事務局職員に給料を支払ってもよいですか。

答え： 給料は労働の対価です。法人が人件費の支払いのため給与支給規定を定め、それに基づき給料を支払うことは「利益の分配」にあたりません。

なお、理事に金銭を支払う場合、労働の対価としての給料なのか、役員という地位や職務に対して支払う役員報酬なのか、またはそれ以外なのか(費用弁償等)を明確にする必要があります。

(3) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと (法第3条第1項)

特定の個人や企業等の利益を目的とした活動(販路拡大など)は特定非営利活動とは言えません。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと (法第2条第2項第2号イ・ロ)

(5) 特定の政党のために利用しないこと (法第3条第2項)

(6) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと (法第2条第2項第2号ハ)

(7) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体でないこと (法第12条第1項第3号)

(8) 社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さないこと (法第2条第2項第1号イ)

誰でも社員になることができ、また、自由に退会することが可能でなければなりません。

《よくある質問4》 「社員」とはどのような者をいいますか？

答え： 社員とは、総会における議決権を有する者をいい、株式会社でいえば、「株主」に相当し、従業員(事務局職員)という意味ではありません。

一般的には定款で社員を「正会員」と規定している場合が多いようです。自然人の他、法人やその他の団体も社員になることができます。未成年者や外国籍の方も社員になることができます。

《よくある質問5》 知らない者が構成員として入ってくることを防ぎたいのですが。

答え： 原則として一般の方が誰でも社員になれなくてはなりません。「推薦がなければ社員となれない」といった条件は不当な条件に該当すると考えられます。

NPO法人の活動からみて、どうしても一定の条件で限定せざるを得ない場合は、「社会通念上許容されるか」、「活動目的や事業運営との関係で合理性が認められるか」を十分に検討しなければなりません。

《よくある質問6》 社員を「〇〇町△丁目居住者に限る」とすることは不当な条件に該当しますか？

答え： 社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになります。社員を最少行政単位である市（区）町村在住者に限ることは、通常、「不当な条件」には当たらないものと考えられます。

しかし、例えば「△△丁目」といった極めて限定された地域の住民以外の者が社員として加入することを一切拒否するのであれば、実質的に共益的・親睦会的な団体運営を意図するものとして「不当な条件」とならざるを得ないと考えられます。

このため、例えば「この法人の活動に賛同し、かつ常時活動に参加できる者」といった規定のように、地域に在住する者を念頭に置きながらも、法人の活動に賛同する者や積極的に活動へ参画できる他地域在住者の参加の余地を残しておくことが望ましいと考えられます。具体的には、定款上、

- ・〇〇市△△中心市街地の活性化を目的とし、まちづくり全般に関する事業を行うことを事業内容とする法人が、社員に対し、「まちづくりに関わる業務又は、当法人の事業に、自ら率先し積極的に参加できるもの」という条件を付している例
- ・〇〇町の活性化を目的に活動する法人が、社員に対し、「この法人の目的に賛同し、その活動に関与して主体的に推進する意思を有する者」かつ「個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えること」等の条件を付している例

については認証された例もあります。

このような形で会員資格を市町村の区域よりも狭い地域の住民に実質的に限定することは、一般論として許容されるものと考えられます。

なお、社員の資格の地域性の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動である「特定非営利活動」は、「不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与する」ことでなければならないので、誰でもが会員になれないような条件を付した会員の互助的な活動は「特定非営利活動」に当たらないので留意願います。

(9) 10人以上の社員を有するものであること（法第12条第1項第4号）

(10) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること（法第2条第2項第1号ロ）

(11) 役員として理事を3人以上、監事を1人以上置くこと（法第15条）

法人の業務執行に際し、合議し、多数決で決定できる最低人数として3人以上を置くこととされています。また、理事の権限濫用を監視するため、監事を1人以上置くこととされています。

《よくある質問7》 役員は社員の中から選ばなければならないのですか？また、役員は職員と兼ねることはできますか？

答え： NPO法人の役員は、社員に限るという規定はありませんので、組織外から役員を迎え入れることができます。

理事は社員や職員を兼ねることができます。監事は社員を兼ねることはできますが、法人運営の監査を行う役割ですので、当該NPO法人の理事や職員を兼ねることはできません（法第19条）。なお、法人は役員になることはできません。

《よくある質問8》 定款で理事を5人と定めていますが、事情により2人が理事を辞任しました。理事は3人となりましたが、定数を補充する必要はありますか？

答え： 定款に規定する定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければなりません（法第22条）。監事についても、理事と同様、定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければなりません。

《よくある質問9》 定款で理事を3人と定めていますが、理事全員が法人の代表となるのでしょうか。代表権を理事長(※)のみに制限することはできますか？

答え： NPO法人の理事は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有するとされていますが、定款をもってその代表権を制限することができます（法第16条）。

理事長のみが代表権を有することとして定款に定める場合、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の定めを設け、念のため併せて、「理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。」と定めることが多いようです。

代表権を有する理事については登記しなければなりません（組合等登記令第2条第2項）。登記することで、代表権の制限について第三者に主張できることとなります。

※代表者の職名は「理事長」のほか、「代表理事」、「会長」など自由に決められます。

(12) 役員が法に定める欠格事由に該当しないこと（法第20条）

《よくある質問10》 欠格事由にはどのようなものがあるのですか？

答え： 次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、法人の役員になることはできません。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 4 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 6 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(13) 役員のうちには、各役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は各役員並びにその配偶者若しくは3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと（法第21条）

NPO法人の活動は不特定多数の者の利益の増進を目的とすることから、特定のグループが支配することなく、開かれた運営がなされるように設けられた規定です。

《よくある質問11》 役員に親族等を含むことができる具体的な数は？

答え： 役員の総数が5人以下の場合、配偶者及び三親等以内の親族は1人も含まれてはなりません。役員の総数が6人以上の場合は、各役員につき配偶者及び三親等以内の親族1人を含むことができます。

- 役員の総数が5人以下の場合（ $5人 \times 1 / 3 = 1.6\dots$ 人）
本人1人のみ
- 役員の総数が6人以上の場合（ $6人 \times 1 / 3 = 2$ 人）
各役員につき、本人の他、配偶者及び3親等以内の親族1人までを含むことができます。

(14) 会計は、会計の原則に従って行うこと（法第27条）

次の3つが会計の原則として定められています。

- ① 会計簿は正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。（正規の簿記の原則）
- ② 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(真実性・明瞭性の原則)

- ③ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと。(継続性の原則)

《よくある質問12》 正規の簿記の原則とはどのようなことですか？

答え： ①取引記録が客観的に証明可能な証拠によって作成されており、②記録、計算が明瞭・正確に行われ、かつ順序・区分等が体系的に整然と行われ、③取引記録の結果を総合することにより法人の財務状況、財産管理状態などを明らかにする財務諸表が作成できることをいいます。

《よくある質問13》 NPO法人の決算書類にはどのようなものがありますか？

また、作成する期限はありますか？

答え： NPO法人の決算書類は次のとおりで、毎事業年度初めの3ヶ月以内に作成する必要があります。

- ・計算書類 ①活動計算書…当該事業年度のNPO法人の活動状況を表す計算書で、正味財産の増減原因を示すもの。営利企業における損益計算書に相当します。
- ②貸借対照表…事業年度末におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を示すもの。
- ③計算書類の注記…活動計算書、貸借対照表の内容を補うもの。
- ・財産目録…貸借対照表の付属明細書。貸借対照表よりも内容や数量がより詳細に表示されます。

《よくある質問14》 NPO法人の決算書類を公開する義務はありますか？

答え： NPO法人は、「よくある質問13」に記載した決算書類を、法で定められた他の書類とともに、作成の日から起算して5年(経過措置あり)が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人のすべての事務所に備え置き、正当な理由がある場合を除いて、その社員その他の利害関係人から請求があったときは、最新のものを閲覧させなければなりません(法第28条)(p16参照)。

また、所轄庁(p23参照)にも毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出しなければなりません(法第29条)。提出を受けた所轄庁は、市民から閲覧や謄写の要望があった場合に閲覧・謄写に供するほか、国のWEBサイトに掲載し広く市民に公開します。

NPO法人が財務状況を公開することは、市民の目で法人を監督するという法の趣旨から非常に重要なことです。また、会員になりたい方、寄附をしたい方、連携事業を行いたいと考えている方などに正確な情報を提供することにつながります。「市民に支えられる活動」とするために、積極的な公開が望まれます。

《よくある質問15》 NPO法人の会計について、何か基準となるものはありますか？

答え： 情報公開の重要な部分を占めるNPO法人の会計報告について、統一したルールを作成し、NPO法人の信頼性の向上につなげることを目的に、NPO法人会計基準協議会から「NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正）」が公表されています。基準を適用するかどうかは強制ではありませんが、所轄庁を通して一般市民に情報公開する際の会計報告書類作成のための基準としてご活用ください。なお、どの会計基準を採用した場合でも、「注記」で採用した会計基準を明記してください。

(参考) みんなで使おう！NPO会計基準 URL:<https://www.npokaikeiki.jun.jp>

3 NPO法人の設立と運営

NPO法人を設立した後は、NPO法に基づき運営を行い、必要に応じて各種手続が必要です。また、NPO法人も課税対象なので税に係る手続が必要です。さらに、スタッフ等を雇用した場合、雇用主として労働関係法令を遵守し、労働保険や社会保険の手続も必要に応じて行わなければならない。

NPO法人として特定非営利活動を発展させていくとともに、法人管理面においても関係法令を遵守し、透明性の高い運営をしていくことが大切です。

(1) NPO法人の設立（第2章第1節「NPO法人設立の認証申請」 p 25 参照）

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります。

所轄庁は、申請書の受理後原則として2ヶ月と2週間以内に認証又は不認証の決定を行います。設立の認証後、登記することにより、法人として成立することになります。

(2) NPO法人の設立後の運営

NPO法人の設立後は、NPO法及び定款にしたがって、適切な運営を行わなければならない。また、運営方法や活動内容によって、それぞれ関係する他法令も遵守しなければならない。

ここでは、NPO法人の運営について概略を記載します。

① 総会の開催

NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければならない（法第14条の2）。表決権は平等でなければならない（法第14条の7第1項）。なお、NPO法人と特定の社員との関係について議決をする場合は、その社員は表決権を有しません（法第14条の8）。

② 事業報告書等の作成・備置き・所轄庁への提出と貸借対照表の公告（法第27条～29条） （本章「4 NPO法人の情報公開」 p 15、第2章第2節「事業報告と貸借対照表の公告」 p 58 参照）

NPO法人は、毎事業年度の初めの3ヶ月以内に、所轄庁の条例で定めるところにより、事業報告書等を作成し、定款や役員名簿と併せてすべての事務所に備え置くとともに、所

轄庁に提出することが必要です。

また、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

③ **役員**（法第 15 条～24 条）（第 2 章第 3 節「役員変更」p 84 参照）

NPO 法人には、定款で定める人数を置き、親族の人数や報酬を受ける者の人数、欠格要件等、法の規定を満たさなければなりません。また、総会や理事会等の際に NPO 法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません（法第 17 条の 4）。

役員に変更等があった場合（再任の場合も含まれます。）は、所轄庁に役員変更の届出が必要です。

④ **定款変更**（第 2 章第 4 節「定款変更」p 87 参照）

定款変更を行うときは、総会の議決を経た上で、所轄庁に定款変更届出又は定款変更認証申請を行うことが必要です。届出と認証申請のいずれの手続きが必要かについては、定款変更の内容によります。

定款変更認証申請の場合、所轄庁は、提出された書類の一部を受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供することとなり、申請書の受理後原則として 2 ヶ月と 2 週間以内に認証又は不認証の決定を行います。

⑤ **合併、解散**（第 2 章第 5 節「合併」p 101、第 6 節「法人の解散」p 107 参照）

NPO 法人は、総会での議決、所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、別の NPO 法人との合併又は解散を行うことができます。NPO 法人が解散する場合、その残余財産については、構成員間で分配することはできず、法の定めにしたがって譲渡することになります。

⑥ **登記**（組合等登記令）

登記事項に係る事項に変更が生じたときは、組合等登記令で定められた期間内に、登記所（法務局）で変更登記が必要です。手続きについては、法務局（p 189 参照）にお問い合わせください。

《参考》登記事項

名称、主たる事務所及び従たる事務所の所在地、法人設立年月日、定款に記載された目的、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業、代表権を有する役員の氏名・住所・資格、解散(合併)の場合はその事由及び年月日、清算結了年月日 等

(3) **NPO 法人と納税義務**

NPO 法人も課税対象です。法人の成立後は様々な税金がかかってくると思いますが、ここでは認証 NPO 法人に対する主な税金について説明します。課税対象となる要件や課税期間、税率等の詳細については、国税は管轄の税務署、地方税は県税事務所及び各市町村の税務担当窓口にご確認ください（p 189 参照）。

① **国税**

ア 法人税及び地方法人税

NPO 法人は、法人税法上の公益法人等とみなされ（法第 70 条第 1 項）、**税法上の収益事業を行う場合には法人税及び地方法人税の申告を要します**。適用税率は普通法人と同じです（特定非営利活動促進法第 70 条第 1 項、法人税法第 66 条、地方法人税法第 10 条）。

なお、NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、所得の

計算上、損金の額に算入されません（特定非営利活動促進法第 70 条第 1 項、法人税法第 37 条第 5 項）。

法人税法上の収益事業（法人税法第 2 条第 13 号、法人税法施行令第 5 条）

法人税法上の収益事業は、次に掲げる事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

イ 法人税以外の N P O 法人に関する国税（例）

税 目	概 要
消費税 地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の販売や対価を得て行うサービスの提供に課税されます。 ・ 消費税と併せて地方税である地方消費税も課税されます。 ・ 法人税法上の収益事業と消費税法上の課税取引は概念が異なります。 ・ 会費収入、寄附金収入、補助金収入、助成金収入、土地賃貸借等に係る取引は課税対象となりません。 ・ 消費税法別表第一第 7 号ロ（社会福祉事業等）又は同号ハ（社会福祉事業等に類する事業）に係る取引は非課税取引となります。詳しくは税務署にお尋ねください。
所得税 復興特別所得税	<ul style="list-style-type: none"> ・ N P O 法人の預貯金の利子、公社債の利子や金銭信託・貸付信託の分配金などに課税されます。 ・ 給与源泉所得税、報酬源泉所得税の手続も必要です。
登録免許税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立及び変更登記は非課税です。 ・ 不動産取得に係る登記は課税対象です。
印紙税	<ul style="list-style-type: none"> ・ N P O 法人が作成する売上代金の受取書（領収書）（印紙税法第 17 号文書）は非課税です。また、定款（第 6 号文書）も非課税です。 ・ 消費貸借に関する契約書（第 1 号文書）、請負契約書（第 2 号文書）は課税対象です。
相続税・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税や贈与税は基本的に個人から個人への財産の移転に対して課税されるので、N P O 法人には課税されません。ただし、法人が取得した財産については、所得税という形で課税対象となる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

② NPO法人に関する主な地方税

税 目	概 要
法人住民税 (法人税割)	<ul style="list-style-type: none"> 法人税法上の収益事業を行う場合に、法人税額を元に計算されます。法人県民税と法人市町村民税があります。
法人住民税 (均等割)	<ul style="list-style-type: none"> 収益事業を行っているかどうかにかかわらず、一定金額が課税されます。法人県民税（とちぎの元気な森づくり県民税を含む。）と法人市町村民税があります。 都道府県や市町村によっては減免される場合があります。減免を受けようとする場合は、申請が必要です。
法人事業税 地方法人特別税	<ul style="list-style-type: none"> 法人税法上の収益事業から生じた年間所得に対して課税される県税です。なお、国税である地方法人特別税も、法人事業税の申告と併せて県に申告納付します。
事業所税	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等において行われる事業活動の規模に応じて課税される市町村税で、栃木県では宇都宮市のみ課税しています。
個人住民税 特別徴収	<ul style="list-style-type: none"> 所得税の源泉徴収をしている場合は、従業員の個人住民税（県民税及び市町村税）を給与から特別徴収（天引き）することとなっています。
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> 土地を売買、贈与、交換、寄附などによって取得したり、家屋を建築、売買、贈与などによって取得した場合に課税される県税です。
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> 土地、家屋、事業に使う機械などの償却資産にかかる市町村税です。都市計画税は、原則として市街化区域内的の土地、家屋にかかる市町村税です。
自動車税 (環境性能割)	<ul style="list-style-type: none"> 自動車を取得した場合に課税される県税です。
自動車税 (種別割) 軽自動車税 (種別割)	<ul style="list-style-type: none"> 自動車、軽自動車、二輪小型自動車、原動機付自転車を所有している場合に課税されます。自動車税は県税、軽自動車税は市町村税です。

栃木県のNPO法人を対象とする税制優遇措置について

栃木県では、県税にかかる次の優遇措置を行っています。課税免除には申請が必要ですので、詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください（p190参照）。

対 象	県税の種類	優遇内容
税法上の収益事業を行わないNPO法人	法人県民税 (均等割)	免除
税法上の収益事業を行うNPO法人	法人県民税 (均等割)	<設立の日以後3年以内に終了する事業年度に限り> 収益事業における所得の計算上、益金の額が損金の額を超えない事業年度に係る左記の県税を免除
法人設立から3年以内のNPO法人	不動産取得税 自動車税 (環境性能割)	法人設立の日以後3年以内の無償による不動産及び自動車の取得に係る左記の県税を免除

また、各市町でも、市町村税の優遇措置を行っている場合がありますので、詳しくは各市町税務担当窓口にお問い合わせください。

③ 税金の手続（主なもの）

対 象	税 目	提出書類	提出先	提出期限
事業を開始し又は事業所を設けたとき	法人住民税 法人事業税 事業所税	「法人の事務所設置等届出書」など	県税事務所 市町村税務担当窓口	事業開始又は事業所設置日から2ヶ月以内
給与を支払うようになったとき	源泉所得税	「給与支払事務所等の開設届出書」など	税務署	事務所設立から1ヶ月以内
税法上の収益事業を開始したとき	法人税	「収益事業開始届出書」など		収益事業を開始してから2ヶ月以内

上記の他、消費税や確定申告等、場合に応じて手続が必要です。詳しくは税務署、県税事務所、市町村税務担当窓口にご確認ください（p189参照）。

(4) NPO法人と労務事務

法人が雇用主となった場合には様々な義務が発生します。特に留意しなければならない点は次のとおりです。それぞれについて詳しいことは関係機関（p190参照）へお問い合わせください。

① 労働契約の締結

労働契約を結ぶときには、使用者が労働者に労働条件を明示することが必要です。特に重要な次の項目については、書面を交付する必要があります（労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条）。

また、労働契約法では、ア～カ以外の労働契約の内容についても、できる限り書面で確認する必要があると定められています。

《書面で交付する必要がある項目》

- ア 労働契約の期間
- イ 期間の定めがある契約の更新についての決まり（更新の有無、更新する場合の判断の仕方など）
- ウ 仕事をする場所及び仕事の内容
- エ 仕事の始業・終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど
- オ 賃金の決定、計算と支払の方法、締切りと支払の時期
- カ 退職に関すること（解雇の事由を含む）

② 就業規則

常時10人以上の労働者を雇用している場合は必ず就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません（労働基準法第89条）。就業規則の作成・変更をする際には、必ず労働者側の意見を聴かなければなりません（労働基準法第90条）。

作成した就業規則は、掲示したり配布したりして、労働者がいつでも内容がわかるようにしておかなければなりません。

③ 賃金の支払

賃金の支払い方には次のア～エの4つの原則が定められています（労働基準法第24条）。また、賃金の額については最低賃金法の定めがあります。同法で定められた最低賃金を下回る場合、たとえ労働者が同意したとしても、その約束は無効になります。

《賃金支払の原則》

- ア 現金で支払うこと（通貨払の原則）
- イ 労働者本人に支払うこと（直接払の原則）
- ウ 全額残らず支払うこと（全額払の原則）
- エ 毎月1回以上、一定の期日を定めて支払うこと（毎月1回以上定期払の原則）

④ 労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険（労災保険））

雇用保険への加入は事業主の義務で、事業所規模にかかわらず、1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある人を雇用した場合は適用対象となります。

労災保険は、基本的に労働者を1人でも雇用する場合に適用されます。パートやアルバイトも含む全ての労働者が対象です。

⑤ 社会保険（健康保険、厚生年金保険）

健康保険、厚生年金保険とも、事業所単位で適用事業所となり、常時使用されている者が1人でもいる法人は強制適用となります。パート、アルバイトでも、1日又は1週間の労働時間及び1ヶ月の所定労働日数が、通常の労働者の4分の3以上あれば加入させる必要があります。ただし、この判断基準は目安であるので、これに該当しない場合であっても就労の形態や内容等を総合的に勘案して常用的な使用関係が認められた場合は被保険者となります。

なお、「常時使用される者」とは、雇用契約書の有無等とは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受け取るという使用関係が常用的であることをいい、事業主のみの場合も含みます。

⑥ 事務所新設や雇入れ時の労務関係の手続（主なもの）

区分	対象	届出等の種類	提出期限	提出先
労働基準	労働基準法の「適用事業」となり、労働者を使用するとき	適用事業報告	遅滞なく	労働基準監督署
	就業規則を作成したとき（労働者を10人以上使用する使用者）	就業規則届	遅滞なく	
労働保険※1	労働保険の適用事業となったとき	保険関係成立届	保険関係成立日から10日以内	労働基準監督署
		概算保険料申告書	保険関係成立日から50日以内（保険関係成立届の後又は同時）	次のいずれか 労働基準監督署、 都道府県労働局、 日本銀行
	雇用保険の適用事業を開始したとき	雇用保険適用事業所設置届	保険関係成立日の翌日から10日以内（保険関係成立届の後）	公共職業安定所
	労働者を雇用したとき	雇用保険被保険者資格取得届	被保険者となった日の属する月の翌月の10日まで（保険関係成立届の後）	
社会保険※2	事業所が厚生年金保険及び健康保険に加入すべき要件を満たしたとき	健康保険・厚生年金保険新規適用届	事実発生から5日以内	年金事務所
	事業所が従業員を採用した場合等、新たに健康保険及び厚生年金保険に加入すべき者が生じたとき	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	事実発生から5日以内	

※1 一元適用事業の場合（農林漁業・建設業等以外）

※2 70歳以上の人は原則として健康保険のみの加入となります。

4 NPO法人の情報公開

NPO法人（設立認証申請中の団体を含む。）は、法人の活動が市民に開かれていることが重要です。そのため、設立認証申請時や法人格取得後も、さまざまな情報公開が法人及び所轄庁に義務づけられています。

（１） 認証申請（設立、定款変更、合併）に係る所轄庁の情報公開（法第 10 条第 2 項、第 25 条第 5 項、第 34 条第 5 項、規則第 3 条）

① インターネットの利用による公表

法人設立の認証申請、定款変更（法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合）の認証申請又は合併の認証申請があった場合に、所轄庁は、次の事項を認証又は不認証の決定がされるまでの間、インターネットにより公表します。

ア 法人設立、定款変更（法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合）又は合併の認証申請があったこと

イ 申請のあった年月日

ウ 下記の縦覧に供する書類

② 縦覧

法人設立の認証申請、定款変更（法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合）の認証申請又は合併の認証申請があった場合に、所轄庁は、申請書を受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供することとなります。

《縦覧に供する書類》

書 類 名	設立認証 申 請 時	定 款 変 更 認 証 申 請 時		合併認証 申 請 時
		所轄庁変更 を伴う場合	所轄庁変更を 伴わない場合	
定款	○	○	○	○
役員名簿（役員の氏名及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	○	○		○
設立趣旨書	○			
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	○			
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	○			
定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 ※		○	○	
定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ※		○	○	
合併趣旨書				○
合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書				○

合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書				○
------------------------	--	--	--	---

※ 特定非営利活動の種類及び事業の種類、その他の事業を行う場合における種類及び当該事業に関する事項について、定款変更をする場合に限る。

(2) 事業報告書等やその他の書類の情報公開

① NPO法人の事務所における閲覧書類の備置き

NPO法人は、毎事業年度の初めの3ヶ月以内に、所轄庁の条例で定めるところにより、事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して5年（経過措置あり）が経過した日を含む事業年度の末日までの間、そのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法第28条第1項）。

また、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）もそのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法第28条第2項）。

これらの書類は、その社員その他の利害関係人からの閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません（法第28条第3項）。

なお、認定NPO法人及び特例認定NPO法人については、備え置き及び情報公開すべき書類の種類が別途規定されています（法第54条第1項、同第2項、法第62条）。

平成28年法改正に係る経過措置

経過措置として、備置期間の延長等は平成29年4月1日以降に開始する事業年度に関する書類について適用されます。

例えば、4月1日～3月31日までを事業年度とする法人については、平成29年度の事業報告書等から約3年間から約5年間に延長されています。

② 所轄庁への事業報告書等の提出

NPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより（本県の場合、毎事業年度初めの3ヶ月以内）、事業報告書等を提出しなければなりません（法第29条、条例第5条）。

③ 貸借対照表の公告

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、定款で定める方法により貸借対照表を公告しなければなりません（法第28条の2）。

④ 所轄庁における閲覧及び謄写

所轄庁は、上記②でNPO法人から提出を受けた事業報告書等、役員名簿、定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させなければなりません（法第30条、条例第6条、規則第11条）。

また、事業報告書等の一部の書類は国のWEBサイト（内閣府NPO法人ポータルサイト）に掲載することで、誰もが常時閲覧できるようにしています（法第72条第2項）。

《閲覧（謄写）に供する書類》

書類名		NPO法人 (閲覧)	所轄庁 (閲覧及び謄写)	
事業報告書等 (※1)	事業報告書	作成の日から起算して5年が経過した日を含む 事業年度の末日まで	閲覧をする日から5年以内に提出を受けたもの (※3)	
	計算書類			活動計算書
				貸借対照表
				計算書類の注記
	財産目録			
	年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)			
前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面				
役員名簿		最新のもの	最新のもの (※3)	
定款等	定款	最新のもの	最新のもの (※3)	
	認証書の写し(認証及び登記に関する書類の写し) (※2)			
	登記事項証明書の写し			

※1 設立又は合併後において、事業報告書等が作成されるまでの間は、設立又は合併の認証申請において作成した事業計画書及び活動予算書並びに設立当初又は合併時の財産目録を閲覧に供することになります。

※2 「認証書の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証及び登記に関する書類の写しも含みます。

※3 所轄庁が閲覧させる事業報告書等又は役員名簿については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除きます。

5 所轄庁による監督

NPO法人は、法の定めにしたがって、適切な管理・運営を行わなければなりません。所轄庁は、下記のとおり報告を求めたり、検査を実施したり、場合によっては改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合は罰則が適用されることがあります。

なお、認定NPO法人や特例認定NPO法人については、認証NPO法人よりも厳しい罰則等が定められています。（ここでは、認証法人に関する法の規定を掲載しています。）

(1) 報告・検査（法第41条第1項）

所轄庁は法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その法人に対して、その業務若しくは財産の状況に関して報告を求め、又は、その法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することがあります。

(2) 改善命令（法第42条）

所轄庁は、法人が次の場合に該当すると認めるときは、その法人に対して、期限を定めて改善のために必要な措置をとるように命令することがあります。

① 次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合

- ・ 営利を目的としない団体であること。
- ・ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- ・ 役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること。
- ・ 宗教活動を主たる目的としないこと。
- ・ 政治活動を主たる目的としないこと。
- ・ 特定の公職の候補者、公職者、政党の推薦、支持、反対を目的としないこと。
- ・ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと。
- ・ 10人以上の社員を有するものであること。

② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合

③ 運営が著しく適正を欠く場合

(3) 設立認証の取消し（法第43条第1項、第2項、法第13条第3項）

所轄庁は、次の場合には、法人の設立の認証を取り消すことがあります。認証の取消しを行おうとする場合には、聴聞の手続をとることとされています。

① 所轄庁の改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合

② 法第29条で毎事業年度終了後1回提出するように定められた事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合

③ 法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法によっても監督の目的を期待することができない場合

④ 所轄庁の設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても登記をしない場合

(4) 意見聴取 (法第 43 条の 2)

所轄庁は、次の場合に警視総監又は都道府県警察本部長に対して意見を聴くことができます。

- ① NPO法人（設立申請中の団体を含む。）が暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体である疑いがあると認めるとき
- ② NPO法人（設立申請中の団体を含む。）の役員が暴力団の構成員等である疑いがあると認めるとき

(5) 罰則

罰則	違反行為の内容・処罰の対象となる者
50 万円以下の罰金 (第 78 条、第 79 条)	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由がないのに、所轄庁の改善命令に違反してその命令に係る措置をとらなかった者・ 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等
20 万円以下の過料 (第 80 条)	次に掲げるいずれかに該当する場合の法人の理事、監事又は清算人 <ul style="list-style-type: none">・ 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき・ 法人の成立時の財産目録の作成、備置きの規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき・ 所轄庁への役員変更等の届出、定款変更の届出の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備置きの規定に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき・ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出、事業報告書等の提出の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき・ 理事又は清算人が破産手続開始の申立て及び公告の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき・ NPO法人が貸借対照表の公告の規定に違反して若しくは清算人が法人の債権者に対する債権申出の催告等及び破産手続開始の申立てに関する公告の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき・ NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備置きの規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき・ NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異議に対する弁済等の規定に違反したとき・ 法第 41 条第 1 項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
10 万円以下の過料 (第 81 条)	NPO法人以外の者が、その名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を使った場合

※認定NPO法人及び特例認定NPO法人には、上記の他にも適用される罰則があります。

6 認定NPO法人制度について

(1) 認定NPO法人制度とは

認定NPO法人制度は、NPO法人の活動が市民や企業からの寄附によって支援されるよう設けられた制度です。一定の要件を満たしたNPO法人に対して寄附を行った場合、その法人へ寄附した者が税制上の優遇措置を受けられたり、NPO法人自体が優遇措置を受けられるという内容となっています。

優遇対象となるNPO法人には「認定NPO法人」と「特例認定NPO法人」の2種類があります。それぞれ有効期間が定められており、認定NPO法人については有効期間満了にあたって更新することができます。認定事務は所轄庁が行うこととなっており、NPO法人として認証を受けた後でなければ、認定の申請ができません。

なお、認定NPO法人、特例認定NPO法人とも、認証NPO法人よりも所轄庁への提出書類や情報公開に関する規定が多くなっています。これは、税制優遇の対象となっていることから、より高い運営の透明性が求められているためです。

詳しい制度の内容や申請手続等については、「特定非営利活動促進法の手引き（認定NPO法人編）」を参照してください。

(2) 認定基準の概要等

認定NPO法人及び特例認定NPO法人になるためには、下記の要件を満たす必要があります。なお、基準を満たしていても、欠格事由に該当する場合は認定又は特例認定を受けることはできません。

項目	認定NPO法人	特例認定NPO法人
法人の定義	NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したもとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人	NPO法人であって、新たに設立されたもの（設立後5年以内）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資するものと見込まれるものにつき、一定の基準（PST要件を除く）に適合したもとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人
申請できる法人	○認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること ○欠格事由に該当しないこと	○特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること ○特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること ○認定又は特例認定を受けたことがないこと ○欠格事由に該当しないこと
認定の基準	① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人にはこの基準は適用されません）。	

認定の基準	② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること。 ③ 運営組織及び経理が適切であること。 ④ 事業活動の内容が適正であること。 ⑤ 情報公開を適切に行っていること。 ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。 ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。 ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。	
有効期間	認定の日から5年	特例認定の日から3年
更新手続	有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間に更新の申請書を提出	更新はできません。(認定の申請をすることはできます。)

《よくある質問1》パブリック・サポート・テストとは何ですか。

答え： パブリック・サポート・テスト（略して「PST」といいます。）は、広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準です。具体的には、次のいずれかに該当していることが必要です。

- 1 総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること。（相対値基準）
- 2 各事業年度に3,000円以上の寄附金を100人以上から受けていること。（絶対値基準）
- 3 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること。（条例個別指定）

なお、PST要件の判断にあたって、除外される寄附金や、寄附金として算入できる助成金などがあり、金額や人数のみでPSTを満たしていると一概に判断できない場合があります。詳しくは「特定非営利活動促進法の手引き（認定NPO法人編）」を参照してください。

《よくある質問2》初めて申請するのですが、設立の日から1年経過していれば申請ができますか。

答え： 認定を受けたことのないNPO法人や、特例認定を受ける法人について、基準に該当しているかどうかを判断するにあたり、申請日の直前の2事業年度分の期間が対象となります。そのため、設立の日から1年経過しているとともに、少なくとも2事業年度が終了していることが必要です。

(3) 税制優遇の内容

① 個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附したとき

個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、確定申告することにより、寄附金控除（所得控除）又は寄附金特別控除（税額控除）のいずれかを受けられます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定したNPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

ア 国税

- ・ 寄附金控除（所得控除）額＝その年中に支出した寄附金額合計－2,000円

注：寄附金の額の合計額は総所得金額の40%相当額が限度

- ・ 寄附金特別控除（税額控除）額＝（その年中に支出した寄附金額合計－2,000円）×
40%

注：寄附金の額の合計額は総所得金額の40%相当額が限度

税額控除額は所得税額の25%相当額が限度

イ 地方税 住民税額の控除

- ・ 道府県 個人住民税控除額＝（その年中に支出した寄附金額合計－2,000円）×
4%

- ・ 市区町村 個人住民税控除額＝（その年中に支出した寄附金額合計－2,000円）×
6%

栃木県内の各市町でどのNPO法人を指定しているかについては、市町ごとに異なりますので、各市町の税務担当課にお問い合わせください。

② 法人が認定（特例認定）NPO法人に寄附したとき

法人が認定（特例認定）NPO法人に対し、その特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

③ 相続人等が相続財産等を寄附したとき

相続または遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

この措置は、特例認定NPO法人には適用されません。

④ 認定NPO法人自体の優遇措置

認定NPO法人が、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます。

この措置は、特例認定NPO法人には適用されません。

7 NPO法の所轄庁と本県における権限移譲について

所轄庁とは、NPO法人の認証権及び監督権を持つ行政機関を指します。NPO法人の所轄庁は、主たる事務所の所在する都道府県の知事（その事務所が一の政令指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該政令指定都市の長）です。どの都道府県（政令指定都市）が所轄庁であるかは、主たる事務所の所在地で判断します。活動場所の範囲による判断ではありません。

本県の場合、NPO法に係る事務の権限の一部を、「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づき、県内の全市町に移譲しています。主たる事務所が栃木県内にあれば所轄庁は「栃木県」ですが、権限移譲を行っているため、認証NPO法人に係る各種認証申請、届出、事業報告書等の提出、書類の縦覧・閲覧・謄写場所、監督権限の行使等の事務を各市町が所管しています。

他都道府県においても権限移譲を行っている場合がありますので、所轄庁変更（栃木県から主たる事務所を他都道府県又は政令指定都市に移転すること）を行う場合は、書類等の提出先について、あらかじめ当該都道府県又は政令指定都市にお問い合わせください（p 192 参照）。

なお、法の条文中で「所轄庁」と記載されている部分について、この手引きの第2章以後においては、便宜上、「栃木県（権限移譲市町）」と記載している場合があります。

（1）認証NPO法人にかかる事務

事務所の所在地	所轄庁	書類等の提出先
二以上の都道府県に所在する法人	主たる事務所が所在する都道府県知事	各都道府県にお問い合わせください（p 192 参照）。 ➤ 栃木県の場合 栃木県県民生活部県民文化課
一の政令指定都市の区域内のみに所在する法人	政令指定都市の長	各政令指定都市にお問い合わせください（p 194 参照）。
栃木県内のみで二以上の市町に所在する法人	栃木県知事	栃木県県民生活部県民文化課
栃木県内の一の市町のみ事務所に所在する法人	栃木県知事	各市町担当課（p 188 参照）

《栃木県が市町に権限移譲している事務の例》

- ・ 設立認証申請、定款変更認証申請、合併認証申請に係る一連の事務
- ・ 定款変更届出書、役員変更届出書、事業報告書等の受理
- ・ 事業報告書等の閲覧の実施
- ・ 仮理事、特別代理人の選任
- ・ 解散届出書、清算人届出書、清算終了届出書の受理
- ・ 監督権限の行使に関する事務 等

(2) 認定（特例認定）NPO法人にかかる事務

認定事務（認定（特例認定）申請、役員報酬規程等提出書の受理等）は、本県の場合、権限移譲を行っていません。認定取得相談や申請は、栃木県県民生活部県民文化課までお願いします。

8 令和2年の法改正等

(1) 令和2年の法改正（令和2年12月9日公布、令和3年6月9日施行）

① 設立の迅速化に係るもの

設立認証申請に係る必要書類の縦覧期間が1月間から2週間に短縮されるとともに、申請書等に不備がある場合の補正期間が2週間から1週間に短縮されました。（法第10条第2項、第4項）

所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用により公表し、認証・不認証の決定までの間、公表を行うこととされました。（法第10条第2項、第3項）

定款変更認証や合併認証の手続も同様に迅速化されました。

② 個人情報保護の強化に係るもの

役員名簿等の個人の住所又は居所に係る記載部分が公表等の対象から除外されました。（法第10条第2項、第30条）

③ 事務負担の軽減に係るもの

認定（特例認定）NPO法人の提出書類が削減されました。

(2) NPO法人会計基準の改正（2017年12月12日）に伴う修正

① 受取寄付金の認識

クレジット寄附、クラウドファンディング等の新たな寄付の方法が普及し、実際の入金前でも入金の実績があるものに関しては未収計上を原則とするよう改正されました。

② 役員報酬と役員及びその近親者との取引の明確化

近親者などへの支払も含めて、役員への支払の総額を表示するよう注記が改正されました。

③ その他の事業がある場合の活動計算書の前期繰越正味財産額及び次期繰越正味財産額の表示

「その他の事業」がある場合に、事業ごとに、活動計算書の前期繰越正味財産額及び次期繰越正味財産額を表示する様式に改正されました。

④ 特定資産

「特定資産と用途指定の寄付金との整合性を求めない」というNPO法人基準の考え方が明確にされました。

(3) 押印の廃止

国は、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、行政手続における押印の抜本的見直しに取り組みました。

栃木県においても、国の方針を踏まえ、規則様式の押印欄を廃止（令和3年3月31日公布・施行）するとともに、本書において押印を求める箇所を削除しました。